

5 実施機関の事務登録の状況

平成27年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,494件となっており、前年度末の3,358件から136件増加しています。平成27年度については、219件^{*1}の事務が新たに登録され、620件の事務が変更され^{*2}、83件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,494件の事務の内訳は、知事部局が2,501件、その他実施機関が993件となっています。

次に類型数ですが、5,080件となっており、一事務あたり平均約1.5件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。

また、文書件名数は13,465件となっており、前年度末の12,551件から914件増加しています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、表-11のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページや県政情報センター等に設置されているインターネット情報端末を利用することにより、県民の皆さんが自由に見ることができます。

*1 変更により登録簿が二つ以上に分かれたものについては、その増えた登録簿の件数も新たに登録した件数として計上しています。

*2 個人番号が新たな項目として加わったため、変更届数が多くなりました。

(表-11) 個人情報取扱事務登録件数一覧(実施機関別・部局別)

(平成28年3月31日現在)

| 実施機関名 | 事務数 | 類型数 | 文書件名数 |
|--------------------|-------|-------|--------|
| 知 事 | 2,501 | 3,607 | 9,278 |
| ヘルスケア・ニューフロンティア推進局 | 3 | 3 | 8 |
| 政 策 局 | 157 | 213 | 550 |
| 総 務 局 | 107 | 137 | 371 |
| 安 全 防 災 局 | 106 | 136 | 380 |
| 県 民 局 | 313 | 476 | 1,273 |
| 環 境 農 政 局 | 426 | 557 | 1,263 |
| 保 健 福 祉 局 | 675 | 983 | 2,574 |
| 産 業 労 働 局 | 233 | 383 | 963 |
| 県 土 整 備 局 | 365 | 547 | 1,388 |
| 会 計 局 | 19 | 25 | 76 |
| 県政総合センター等 | 97 | 147 | 432 |
| | | | |
| 議 会 | 46 | 60 | 152 |
| 公営企業管理者 | 104 | 122 | 357 |
| 教 育 委 員 会 | 307 | 408 | 1,228 |
| 選挙管理委員会 | 37 | 54 | 86 |
| 人 事 委 員 会 | 49 | 63 | 166 |
| 監 査 委 員 | 37 | 41 | 79 |
| 公 安 委 員 会 | 1 | 1 | 3 |
| 警 察 本 部 長 | 279 | 547 | 1,628 |
| 労 働 委 員 会 | 31 | 36 | 108 |
| 収 用 委 員 会 | 15 | 19 | 51 |
| 海区漁業調整委員会 | 25 | 27 | 90 |
| 内水面漁場管理委員会 | 10 | 12 | 27 |
| 県立病院機構 | 52 | 83 | 212 |
| 合 計 | 3,494 | 5,080 | 13,465 |

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆さんが知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

平成27年度は、平成28年1月1日（神奈川県個人情報等取扱事務要綱の施行日）から3月31日までに目的外利用・提供したものを調査対象としました。

内容としては、振り込め詐欺等の防止啓発のための他の実施機関への名簿提供、学校警察連携制度に基づく情報提供などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長等への報告の対象外としています。

(表-12) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

| | 目的外利用・提供に係る 県個人情報保護条例 根拠条項 | 件数（件） | 目的外利用・提供に係る本人の数（人） |
|----------------|--|-------|--------------------|
| 実施機関内で目的外利用 | 第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要） | | |
| | 第9条第2項第5号（事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用） | 834 | 2254 |
| | 第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用） | | |
| | 第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用） | | |
| | 第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用） | | |
| 実施機関外へ目的外提供 | | | |
| 他の実施機関へ提供 | 第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要） | | |
| | 第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用） | 1 | 4280 |
| | 第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供） | | |
| | 第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供） | | |
| | 第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供） | | |
| 国へ提供 | 第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供） | 60 | 60 |
| | 第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要） | | |
| | 第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用） | | |
| | 第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供） | | |
| | 第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供） | 1 | 25 |
| 独立行政法人等へ提供 | 第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供） | | |
| | 第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供） | | |
| | 第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要） | | |
| | 第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用） | | |
| | 第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供） | | |
| 他の地方公共団体へ提供 | 第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供） | | |
| | 第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供） | | |
| | 第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供） | | |
| | 第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要） | | |
| | 第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用） | | |
| 地方独立行政法人へ提供 | 第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供） | | |
| | 第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供） | | |
| | 第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供） | | |
| | 第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供） | | |
| | 第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要） | | |
| 上記以外の個人又は団体へ提供 | 第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用） | | |
| | 第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供） | | |
| | 第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供） | | |
| | 第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供） | | |
| | 第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供） | | |
| | | 計 | 896 |
| | | | 6619 |

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

平成27年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、68件となっており、前年度と比べて21件増加しました。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が44件（64.7%）、知事が21件（30.9%）、公営企業管理者が2件（2.9%）、労働委員会が1件（1.4%）となっています。

（表—13）

| 実施機関 | 知 事 | | | | | | | | | | | 公営企業管理者 | 議会 | 教育委員会 | 人事委員会 | 労働委員会 | 合計 | |
|------|--------|-----|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|---------|----|-------|-------|-------|----|----|
| | ヘルスケア局 | 政策局 | 総務局 | 安全防災局 | 県民局 | 環境農政局 | 保健福祉局 | 産業労働局 | 県土整備局 | 会計局 | その他 | | | | | | | 計 |
| 件数 | 1 | 1 | 7 | 0 | 2 | 1 | 5 | 0 | 2 | 0 | 2 | 21 | 2 | 0 | 44 | 0 | 1 | 68 |

（備考）表中「ヘルスケア局」とあるのは「ヘルスケア・ニューフロンティア推進局」

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が26件（38.2%）、紛失が25件（36.8%）、誤廃棄が6件（8.8%）、誤交付が6件（8.8%）となっており、全体の90%超をこれらが占めています。

（表—14）

| | 誤送付・誤送信 | 誤交付 | 誤廃棄 | 紛失 | 盗難 | その他 | 合計 |
|----|---------|-----|-----|----|----|-----|----|
| 件数 | 26 | 6 | 6 | 25 | 0 | 5 | 68 |

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係る情報が68件（100.0％）でした。職員等のみに係る情報、県民および職員の双方に係る情報は、平成27年度には発生しませんでした。

事故に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が48件（70.6％）、6～49人が9件（13.2％）、50～99人が1件（1.5％）、100人以上が10件（14.7％）となっております。100人以上の規模の事故は、ほとんどが書類の紛失や誤廃棄によるものです。

なお、これらの事故等のうち、職員によるものが67件（98.5％）、委託先によるものが1件（1.5％）でした。指定管理者による事故はありませんでした。

（表－15）

| | 1～5人 | 6～49人 | 50～99人 | 100人以上 | 合計 |
|------------|------|-------|--------|--------|----|
| 県民のみに係る情報 | 48 | 9 | 1 | 10 | 68 |
| 職員等のみに係る情報 | - | - | - | - | - |
| 県民・職員に係る情報 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 48 | 9 | 1 | 10 | 68 |

これらの事故等の条例違反については、「安全性の確保措置」が課題となっています。

（表－16）

| 条例違反の状況 | 件数 |
|-------------------------|----|
| 目的外提供の制限（第9条） | 0 |
| 安全性の確保措置（第11条第1項） | 67 |
| 職員等の義務（第12条） | 3 |
| 受託事業者の安全性の確保措置（第11条第2項） | 1 |
| オンライン結合（第10条） | 0 |
| 事故の合計数 | 68 |

（注）条例違反が複数該当する場合は、各々重複して計上しています。例えば、職員等の義務違反の3件は、安全性の確保措置違反の67件と重複しています。

事故のほとんどについては、本人等への情報提供がなされています。また、すべての事故について、再発防止策がなされています。事故後、個人情報が回収されたものは25件でした。

（表－17）

| 事故等への対応状況 | 件数 |
|-----------|----|
| 本人等への情報提供 | 66 |
| 再発防止策 | 68 |
| 個人情報の回収 | 25 |

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、職員キャリア開発支援センターのパワーアップ研修や県機関が主催する職員研修、インターネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。また、情報公開広聴課で防犯ブザー付きカバンを希望する所属へ貸出しており、個人情報を含む書類等を持ち運ぶ際の事故防止を図っております。